

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携促進

当金庫および業界団体のネットワークを活かして、お客様同士の新たな出会いの場を提供する「ビジネス交流会」やマッチング支援を実施し、サプライチェーン全体の付加価値向上に貢献してまいります。

b. 創業支援

認定連携創業支援事業者として、「こましん創業塾」の開催等の創業支援に注力し、地域における開業率向上に貢献してまいります。

c. 事業承継・M & A支援

事業継続を第一に考え、外部支援機関と連携した事業承継およびM & A等の支援に取り組んでまいります。

d. 支援専門人材マッチング

お客様の課題解決に向け、外部支援機関等との連携により、お客様と専門知識を有する人材のマッチング支援を実施し、コンサルティング機能を発揮してまいります。

e. グリーン化の取組

お客様の生産工程等の脱・低炭素化に向けた取組について、行政や外部支援機関と連携し、支援してまいります。

また、行政と協働し、脱炭素社会の実現に向けた啓蒙活動等に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金（振込）で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、地域の発展を願い、地域の皆様から信頼され、お役に立つ信用金庫を目指し、お客様と職員家族、信用金庫が共に豊かでうるおいのある生活を実現する「三者共栄」の経営理念のもと、共同組織金融機関としての社会的使命を果たしてまいります。

2025年1月15日

小松川信用金庫

理事長 小杉 義明